

## 仕 様 書

|                   |                 |           |      |
|-------------------|-----------------|-----------|------|
| 案件番号              | 3               |           |      |
| 見積書提出期限           | 質疑書提出期限         | 同等品選定期限   | 地域要件 |
| 令和6年5月24日<br>午後3時 | 令和6年5月20日<br>正午 | 令和6年5月20日 | 市内業者 |

### 案件名 卓球台（セパレート式）

|                       |  |             |    |
|-----------------------|--|-------------|----|
| 品 名                   | 卓球台（セパレート式）  |             |    |
| 数 量 単 位               | 1 台  |             |    |
| 規 格 等                 | 日本卓球協会公認品であること<br>日本製、セパレート式、2段階調節可能<br>天板：メラミンボード、25mm<br>重量：約115kg<br>キャスター：100mm、アジャスター・ストッパー付<br>カラー：ブルー |             |    |
| 付 属 品 等               | －  |             |    |
| 納 入 場 所               | 今治市営中央体育館（今治市別宮町6-2-2）   |             |    |
| 納 入 期 限               | 令和6年8月31日  |             |    |
| 納 入 及 び<br>設 置 方 法    | 組立及び設置費を含む。施設管理者と協議のうえ、設置すること。<br>物品梱包を解き、梱包材は納入業者が速やかに引き取ること。   |             |    |
| 撤 去 及 び<br>処 分 方 法    | －  |             |    |
| 環 境 配 慮 に<br>関 する 条 件 | －  |             |    |
| 参 考 物 品               | 本 体  | ユニバー HL-25Ⅱ |    |
|                       | 付 属 品 等  | －           |    |
| 同 等 品<br>の 可 否        | ○ 可 ○  |             | 不可 |
| 添 付 資 料               | －  |             |    |

|      |    |         |     |       |     |              |
|------|----|---------|-----|-------|-----|--------------|
| 説明会  | 要  |         |     | 不要    |     |              |
| 特記事項 | —  |         |     |       |     |              |
| 要求課  | 部課 | スポーツ振興課 | 担当者 | 片上 柊人 | 連絡先 | 0898-36-1604 |

【注意事項】

- 1 上記参考物品以外の同等品を選定する場合には、同等品選定期限までに同等品承認申請書と、選定する同等品に規格や詳細がわかるカタログ等を要求課まで提出し、承認を受けてから見積ること。
- 2 上記に記載している仕様（納入、組立、設置、検収及び撤去等）に掛かる費用を含めること。
- 3 落札業者は、納入日等について要求担当課と打ち合わせのうえ納入すること。
- 4 参加を希望する案件について質疑がある場合には、仕様書に記載の質疑書提出期限までに契約課まで、案件番号と案件名を明記したうえで質疑書を提出すること。（提出方法はFAX又は電子メールで受け付けます。）
- 5 参加を希望する案件の見積書を見積書提出期限までに市役所庁舎第2別館7階契約課まで書留郵便又は持参により提出すること。

R5・6年度入札参加資格申請（入力表B）に物品希望業種として、上記物品が含まれていること。

但し、含まれていない場合においては、見積書提出期限までに「建設工事及び物品購入等入札参加資格審査申請書変更届」を提出することにより、参加は可能とする。

なお、物品希望業種に記載ないまま提出した見積書は無効とする。